

#### 4 新公会計事務

##### (1) 資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
総務部 契約局 総務委託物品課	<p>1 要件定義・基本設計業務については、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、財務諸表上の費用が過大に、公有財産台帳上及び財務諸表上の固定資産が過小となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="566 737 1599 909"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府電子調達システムに係る質疑制度システム構築 要件定義・基本設計業務</td> <td>平成26年6月23日から 同年9月30日</td> <td>7,020,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 システム開発業務のうち教育・研修に関する支出については、費用として処理する必要があるが、費用ではなく資産として処理した結果、財務諸表上の費用が過小に、公有財産台帳上及び財務諸表上の固定資産が過大となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="566 1182 1599 1354"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府電子調達システムに係る質疑制度システム構築 システム開発業務</td> <td>平成26年10月1日から 平成27年3月31日</td> <td>47,034,000円 (※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) うち、教育・研修に関する支出 1,321,488円</p>	契約名称	契約期間	金額	大阪府電子調達システムに係る質疑制度システム構築 要件定義・基本設計業務	平成26年6月23日から 同年9月30日	7,020,000円	契約名称	契約期間	金額	大阪府電子調達システムに係る質疑制度システム構築 システム開発業務	平成26年10月1日から 平成27年3月31日	47,034,000円 (※)	<p>保有ソフトウェアの実態を公有財産台帳において適切に表すため、1については当該支出を資産計上するよう速やかに是正されたい。2については当該支出を費用計上するよう速やかに是正されたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準及びその注解】            第15条第6号関係            ソフトウェアの取得原価には、その取得並びに製作に要した費用を含める。ただし、その利用により将来の収益獲得若しくは費用削減が確実であると認められる場合にのみ計上する。</p> </div>	<p>1 平成26年度に費用として計上した「大阪府電子調達システムに係る質疑制度システム構築 要件定義・基本設計業務」に係る経費(7,020,000円)について、固定資産として公有財産台帳に計上のうえ、新公会計における費用計上を訂正した。</p> <p>2 平成26年度に公有財産台帳に固定資産として計上した「大阪府電子調達システムに係る質疑制度システム構築 システム開発業務」に係る経費(47,034,000円)のうち、教育・研修に関する支出について、公有財産台帳上の価格を減額し、新公会計における費用として計上した。</p> <p>なお、平成28年度契約案件からシステムに係る経費支出の際、経費明細を費用と資産に区分する調書を添付することとした。</p>
契約名称	契約期間	金額													
大阪府電子調達システムに係る質疑制度システム構築 要件定義・基本設計業務	平成26年6月23日から 同年9月30日	7,020,000円													
契約名称	契約期間	金額													
大阪府電子調達システムに係る質疑制度システム構築 システム開発業務	平成26年10月1日から 平成27年3月31日	47,034,000円 (※)													

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成27年6月15日から同年7月30日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
選挙管理委員会事務局	<p>システム改修業務については、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、財務諸表上の費用が過大に、公有財産台帳上及び財務諸表上の固定資産が過小となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 615 1513 747"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙投開票速報システム改修業務 (期日前・不在者チェック機能構築)</td> <td>平成27年2月16日～ 同年3月31日</td> <td>2,397,600円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	契約期間	金額	選挙投開票速報システム改修業務 (期日前・不在者チェック機能構築)	平成27年2月16日～ 同年3月31日	2,397,600円	<p>保有ソフトウェアの実態を公有財産台帳において適切に表すため、当該支出を資産計上するよう速やかに是正されたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務諸表作成基準及びその注解】</b> 第15条 第6号関係 ソフトウェアの取得原価には、その取得並びに製作に要した費用を含める。ただし、その利用により将来の収益獲得若しくは費用削減が確実であると認められる場合にのみ計上する。</p> </div>	<p>当該支出は、公有財産台帳及び財務会計システムに資産として計上した。</p> <p>今後も引き続き、会計局の指導及び固定資産計上基準等に従い、適切な事務処理を行う。</p>
契約名称	契約期間	金額							
選挙投開票速報システム改修業務 (期日前・不在者チェック機能構築)	平成27年2月16日～ 同年3月31日	2,397,600円							

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月15日から同年7月30日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
健康医療部 保健医療室 地域保健課	<p>大阪府こころの健康総合センター統合窓口設置工事に係る工事費についての全額（1,836,000円）が費用計上されていたが、内容を精査したところ、工事費の一部については本来資産計上すべきものであった。</p> <p>その結果、平成26年度の財務諸表において資産が過小に、費用が過大に計上されていた。</p> <table border="1" data-bbox="528 758 1620 972"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>資産名</th> <th>計上金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空調設備工事</td> <td>建物付属設備（冷暖房設備）</td> <td>419,040円</td> </tr> <tr> <td>地下1階改修工事</td> <td>建物付属設備（可動間仕切り）</td> <td>657,936円</td> </tr> <tr> <td>1階出入口改修工事</td> <td>建物付属設備（可動間仕切り）</td> <td>506,736円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1,583,712円</td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	資産名	計上金額	空調設備工事	建物付属設備（冷暖房設備）	419,040円	地下1階改修工事	建物付属設備（可動間仕切り）	657,936円	1階出入口改修工事	建物付属設備（可動間仕切り）	506,736円	合計		1,583,712円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【公有財産台帳等処理要領】</b>            別表4 固定資産計上基準表            （固定資産計上の基本方針）            2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。</p> </div>	<p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。</p> <p>また、平成27年10月15日に、公有財産台帳等管理システムに当該資産の資産計上を行った。</p> <p>今後は、公有財産台帳等処理要領の規定（固定資産計上の基本方針）に基づき、適正な事務処理を徹底する。</p>
工事内容	資産名	計上金額																
空調設備工事	建物付属設備（冷暖房設備）	419,040円																
地下1階改修工事	建物付属設備（可動間仕切り）	657,936円																
1階出入口改修工事	建物付属設備（可動間仕切り）	506,736円																
合計		1,583,712円																

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>環境農林水産部 環境管理室 環境保全課</p>	<p>大阪府気象観測局（末広公園局）において、微小粒状物質計を設置・固定するための鋼製架台の設置工事を行い、523,756円を支出している。当該支出のうち、既存設備の撤去に要した84,943円は、費用として計上すべきであったが資産に含めて計上していた。</p>	<p>固定資産保有の実態を公有財産台帳において適切に表すため、既存施設の撤去解体に要した支出は資産計上しないように是正されたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</li> <li>3 (略)</li> <li>4 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。</li> </ol>	<p>当該工事について、既存施設の撤去に要した金額を財務諸表上の費用として仕訳を行い、公有財産台帳の減額修正を行った。</p> <p>また、本件の是正に当たり室内所属職員へ検出事項等の内容を周知した。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領の規定に基づき、適正な事務処理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月19日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
都市整備部 港湾局	<p>工作物の新設及び重要な機能を有する部分の更新に関する支出については、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、財務諸表上の費用が過大に、公有財産台帳上及び財務諸表上の固定資産が過小となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="454 625 1469 842"> <thead> <tr> <th>工事契約名称</th> <th>契約期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡輪・箱作海岸箱作地区フェンス設置工事</td> <td>平成26年6月18日から 同年7月31日まで</td> <td>1,782,000円</td> </tr> <tr> <td>阪南港外 港湾施設補修等工事 ※</td> <td>平成26年8月1日から 平成27年1月30日まで</td> <td>4,012,875円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※灯浮標の更新工事である。</p>	工事契約名称	契約期間	金額	淡輪・箱作海岸箱作地区フェンス設置工事	平成26年6月18日から 同年7月31日まで	1,782,000円	阪南港外 港湾施設補修等工事 ※	平成26年8月1日から 平成27年1月30日まで	4,012,875円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、当該支出を資産計上するよう速やかに是正されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>            (台帳の取得登録)            第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。            (注：システム＝公有財産台帳管理システム)</p> <p>別表1. 公有財産種別種目整理表 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1578 837 2264 1077"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種目名称</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>囲障</td> <td>さく、へい、生垣等</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>浮標</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表4 固定資産計上基準表  <b>【固定資産計上の基本方針】</b>            1. 取得時点での取引価格(購入代価等)だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出(詳細設計費など)も含めて資産として計上する。</p> </div>	種別	種目名称	摘要	工作物	囲障	さく、へい、生垣等	動産	浮標	—	<p>監査において検出された不備事項について、公有財産台帳管理システムへの資産計上を行った。</p> <p>また、資産と費用の区分誤りを防止するため、発注時及び支払時において複数人で確認するよう港湾局内で周知徹底を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
工事契約名称	契約期間	金額																			
淡輪・箱作海岸箱作地区フェンス設置工事	平成26年6月18日から 同年7月31日まで	1,782,000円																			
阪南港外 港湾施設補修等工事 ※	平成26年8月1日から 平成27年1月30日まで	4,012,875円																			
種別	種目名称	摘要																			
工作物	囲障	さく、へい、生垣等																			
動産	浮標	—																			

監査(検査)実施年月日(委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年7月6日から同月8日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
住宅まちづくり部 タウン推進局 誘致整備課	<p>下記工事については、資産価値を高める工事支出であるにもかかわらず、資産ではなく、費用として処理をした結果、公有財産台帳及び財務諸表において固定資産としての計上が漏れていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 653 1332 890"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>契約金額</th> <th>工事内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>りんくうタウン 駅ビル防火シャッター改修工事 (その2)</td> <td>6,458,400円</td> <td>既設防火シャッターに、閉鎖中における挟まれ事故防止のための危害防止装置を設置(西棟12か所、東棟1か所)</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	契約金額	工事内容	りんくうタウン 駅ビル防火シャッター改修工事 (その2)	6,458,400円	既設防火シャッターに、閉鎖中における挟まれ事故防止のための危害防止装置を設置(西棟12か所、東棟1か所)	<p>固定資産の実態を適切に表すため、当工事の支出を資産計上するよう速やかに是正されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。 (以下略)</li> </ol> </div>	<p>当該工事について、公有財産台帳に登載及び財務諸表上必要な複式仕訳を入力することにより、是正を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
工事名	契約金額	工事内容							
りんくうタウン 駅ビル防火シャッター改修工事 (その2)	6,458,400円	既設防火シャッターに、閉鎖中における挟まれ事故防止のための危害防止装置を設置(西棟12か所、東棟1か所)							

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成27年6月17日から同年7月3日まで)